

子発0330第9号  
平成30年3月30日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
の一部を改正する省令の施行について

本日、別添1のとおり放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第46号。以下「改正省令」という。）が公布されたところであるが、改正省令の趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、御了知の上、各都道府県におかれでは、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨及び内容

- 1 放課後児童支援員の資格要件の拡大について  
別添2のとおり「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、放課後児童支援員の基礎資格等について、「一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正することとされたことを受け、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準省令」という。）第10条第3項に第10号として、「5年以上放

課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適當と認めたものを新設する。

## 2 基準省令第10条第3項第4号の規定の明確化

基準省令第10条第3項第4号で、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところ、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、基準省令第10条第3項第4号について、「学校教育法の規定により・・・教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改正する。

## 第二 留意事項

- 1 改正省令による改正後の基準省令第10条第3項に関し、市町村において条例改正が必要な場合があると考えられるが、施行の日から速やかに改正を行い、基準省令の運用に支障が生じないよう、努められたいこと。
- 2 都道府県におかれては、放課後児童支援員認定資格研修について、改正省令により新たに対象となる者が、支障なく平成30年度より当該研修を受講できるよう、必要な見直しを適宜行われたいこと。

## 第三 施行期日

改正省令は、平成30年4月1日から施行する。

以上

	改 正 後	○厚生労働省令第四十六号 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。 平成三十年三月三十日 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。
2 第十条 (職員) (略)	改 正 前	(傍線部分は改正部分)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。

一・三 (略)

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者

一・三 (略)

四 教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第四条に規定する免許状を有する者

五・九 (略)

十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適當と認めたもの

五・九 (略)

十一 学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

一・三 (略)

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五・九 (新設)

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五・九 (略)

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一・三 (略)

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五・九 (略)

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五・九 (略)

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五・九 (略)

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

# 別添 2

## 平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針(抜粋)

〔平成 29 年 12 月 26 日  
閣 議 決 定〕

### 1 基本的考え方

地方分権改革については、これまでの成果を基盤とし、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成 26 年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入した（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成 26 年 4 月 30 日地方分権改革推進本部決定））。

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマである。

平成 29 年の取組としては、提案が出されて以降、これまで、地方分権改革有識者会議、提案募集検討専門部会、地域交通部会等で議論を重ねてきた。

今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）も踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

### 2 一括法案の提出等

下記 4 から 6 までの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成 30 年通常国会に提出することを基本とする。

現行規定で対応可能な提案については、その明確化が重要であるとの地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、以下のとおり、地方公共団体に対する通知等を行う。

調査を行うなど引き続き検討を進めることとしたものについては、関係府省とも連携しつつ、内閣府において適切にフォローアップを行い、検討結果について、逐次、地方分権改革有識者会議に報告する。

童の数が 20 名未満の場合における人員配置の考え方を検討し、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]  
(関係府省：文部科学省)

- ・放課後児童支援員の基礎資格等については、一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成 29 年度中に省令を改正する。
- ・子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者が放課後児童支援員認定資格研修（同省令 10 条 3 項。以下この事項において「認定資格研修」という。）の受講に必要とされる実務経験については、平成 30 年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修（放課後児童コース）修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成 30 年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成 31 年度までに必要な措置を講ずる。
- ・認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成 30 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(v) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）のうち、食事の提供に関する規定については、以下のとおりとする。

- ・児童福祉施設における食事の提供（同省令 11 条）のうち、児童発達支援センター（43 条）については、児童発達支援センターにおける食事の外部搬入に関する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の次回の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ・保育所の設備の基準の特例（同省令 32 条の 2）については、公立保育所における食事の外部搬入に関する平成 29 年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(vi) 一時預かり事業の職員配置（児童福祉法施行規則（昭 23 厚生省令 11）36 条の 35）については、1 日の子どもの受け入れ数がおおむね 3 名以下であって、当該事業が保育所等と一体的に運営されており、当該保育所等内